



平成26年2月12日
総合政策局

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案について

1. 背景

人口減少、少子高齢化が加速度的に進展することにより、公共交通事業をとりまく環境が年々厳しさを増している中、特に地方部においては、公共交通機関の輸送人員の減少により、公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の一層の低下が懸念されている。一方で、人口減少社会において地域の活力を維持し、強化するためには、コンパクトなまちづくりと連携して、地域公共交通ネットワークを確保することが喫緊の課題となっている。このような状況を踏まえ、地域の総合行政を担う地方公共団体が先頭に立ち、関係者の合意の下に、持続可能な地域公共交通ネットワークを作り上げるための枠組みを構築することが必要になっている。

2. 概要

(1) 目的

昨年末成立した交通政策基本法の基本理念にのっとり、持続可能な地域公共交通網の形成に資するよう地域公共交通の活性化及び再生のための取組を推進する旨を目的に追加する。

(2) 地域公共交通網形成計画

市町村が作成することができる地域公共交通総合連携計画について、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を図るための「地域公共交通網形成計画」に改正するとともに、当該計画の策定主体に都道府県を追加する。

(3) 地域公共交通再編実施計画

- ① 地域公共交通網形成計画において、路線の再編等を行う事業（地域公共交通再編事業）に関する事項が定められたときは、地方公共団体は、当該事業が行われる区域内の関係する公共交通事業者等の同意を得て、当該地域公共交通再編事業を実施するための計画（地域公共交通再編実施計画）を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができることとする。
- ② 認定を受けた地域公共交通再編実施計画に定められた地域公共交通再編事業について、道路運送法等の法律上の特例を設ける。

3. 閣議決定日

平成26年2月12日（水）

問い合わせ先

国土交通省総合政策局公共交通政策部交通計画課 早船、石井

連絡先 03-5253-8111（代表）内線54703、54708

03-5253-8986（直通）

●地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案

＜予算関連法律案＞

持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、

- ・市町村等による地域公共交通網形成計画の作成
- ・同計画に定められた地域公共交通再編事業を実施するための地域公共交通再編実施計画の作成
- ・同計画が国土交通大臣の認定を受けた場合における同事業の実施に関する道路運送法等の特例等について定める。

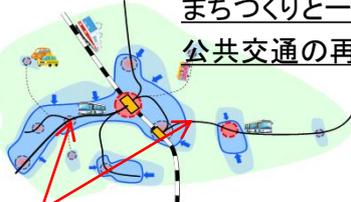
背景

◆ 人口減少や高齢化が進展する中、地域社会の活力を維持・向上させるために、地域公共交通が果たす役割は増大

- ・地域住民の通院、通学、買い物などの日常生活上不可欠な移動の確保
- ・コンパクトシティの実現のため、拠点間などを結ぶ公共交通ネットワークの構築
- ・国内外の観光客を含む地域外からの来訪者との交流の活発化 等

◆ これらの要請に応えるためには、民間事業者の事業運営に任せきりであった従来の枠組みから脱却し、

まちづくりと一体となった公共交通の再編



計画的に配置された生活サービス機能へのアクセスの確保のため、公共交通の充実が必要。

地域公共交通の再定義

地域の総合行政を担う地方公共団体が先頭に立って、関係者との合意の下で、まちづくり等の地域戦略と一体で持続可能な地域公共交通ネットワーク・サービスを形成することが重要

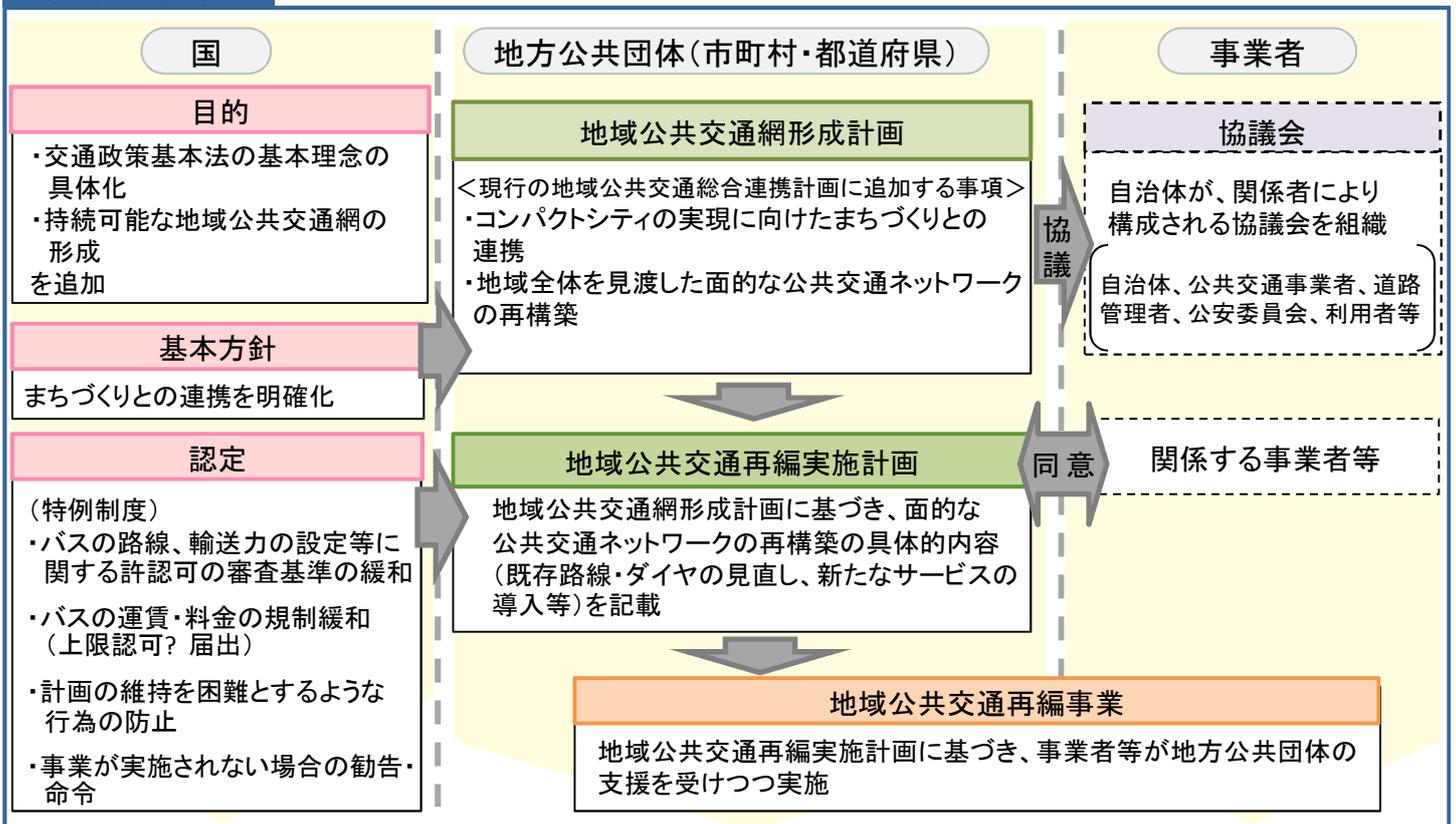


▲LRT



▲デマンド交通

法案の概要



地域にとって最適な公共交通ネットワークの実現を強力に推進



地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案の概要

背景

- 人口減少、少子高齢化が加速度的に進展  特に地方のバスなどの運輸事業の経営悪化が深刻化
 - 民間バスの約7割、鉄道事業者の約8割が赤字
 - 公共交通による輸送人員は、1990年と2010年の比較で、バスは35%減、地方鉄道は25%減
 - 過去5年で8,160kmのバス路線、105kmの鉄道路線が廃止
- 人口減少社会において地域の活力の維持・強化を図るためには、コンパクトシティの取組みと連携して、諸機能が集約したコンパクトな拠点どうし、あるいは拠点と居住エリアを結ぶ地域公共交通ネットワークを再構築することが重要



方向性（交通政策基本法の具体化）

民間事業者の事業運営にともすれば任せきりであった従来の枠組みからの脱却

- ・地域の総合行政を担う地方公共団体が先頭に立って
- ・関係者の合意の下で
- ・まちづくりと一体で

持続可能な地域公共交通ネットワーク・サービスを再構築（複数路線の整理・統合による利便性の向上、乗換ターミナル整備、運賃見直し等）

法案の概要

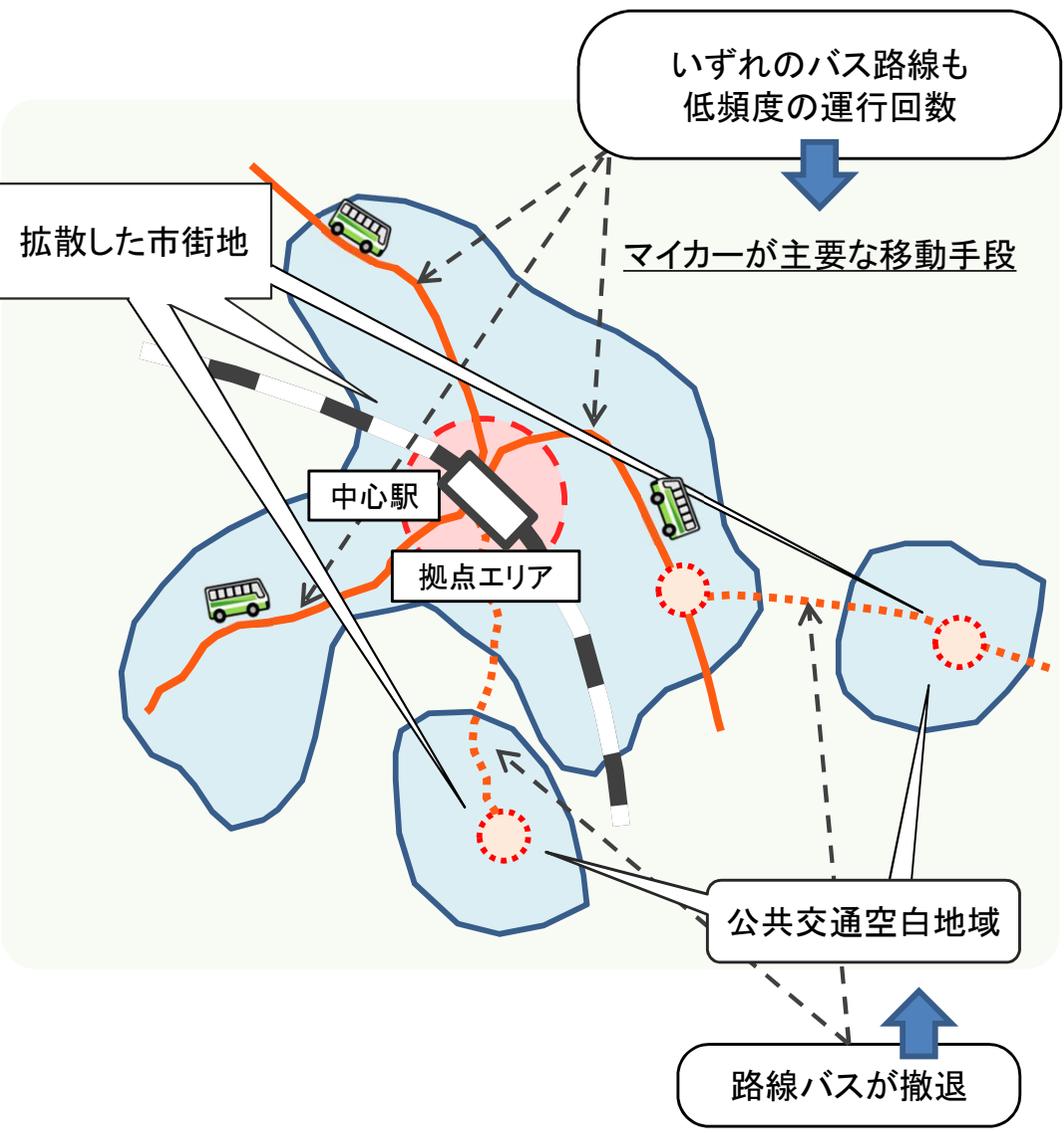
（1）地方公共団体が先頭に立って地域公共交通網を再構築する制度

- 地域公共交通網形成計画（基本計画）、地域公共交通再編実施計画（事業計画）を、地方公共団体が事業者等と協議、合意の上で策定。
- コンパクトシティの実現に向けた取組との連携、地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークの形成を、地域の関係者が一体で促進。

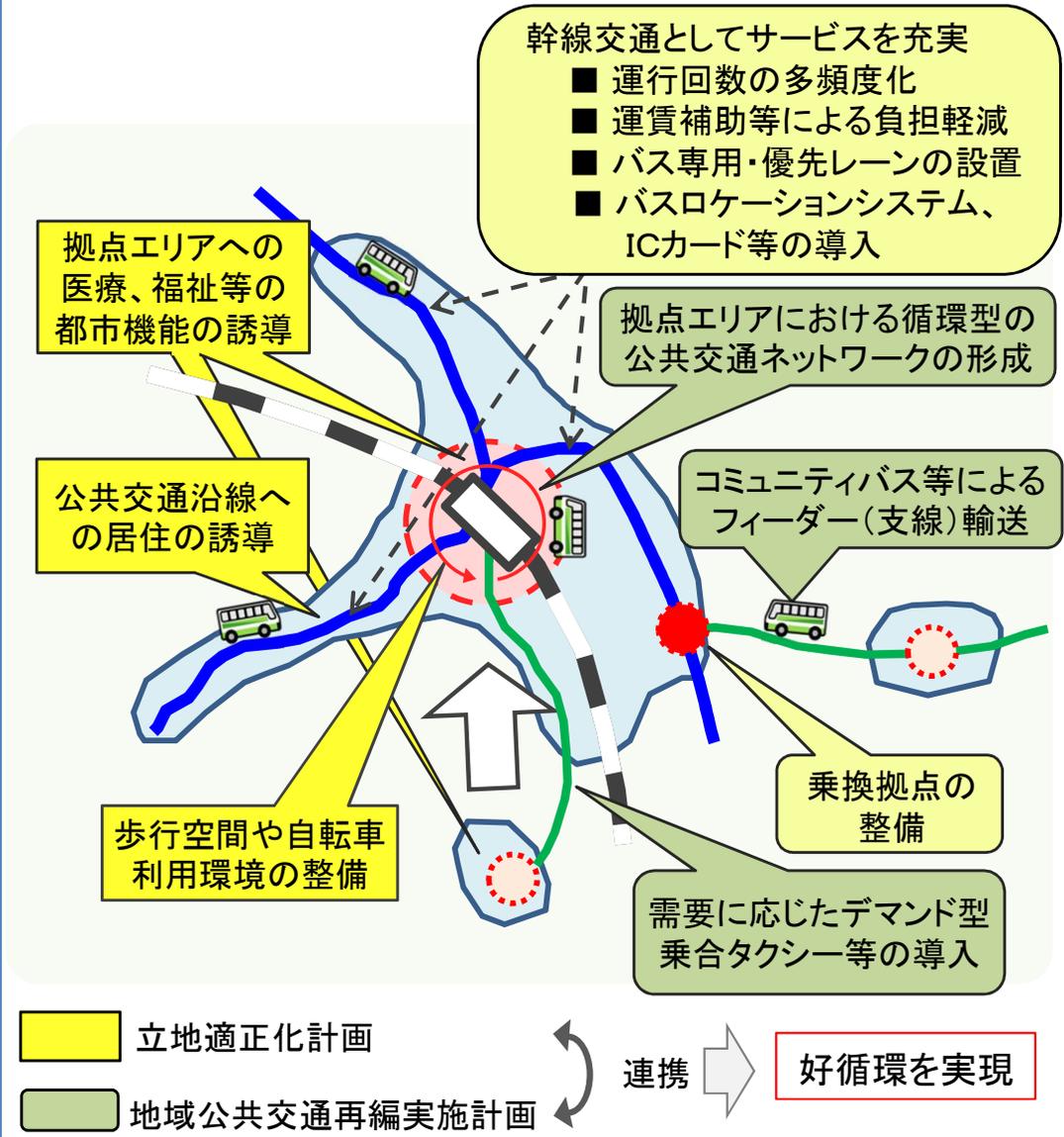
（2）国土交通大臣の認定により、地方公共団体の計画の実現を全面的に支援する制度

- 全国でケーススタディを実施し、モデルとなるプロジェクトを、計画段階から国も支援して形成（地域公共交通確保維持改善事業（306億円）の内数）。
- 上記のほか、計画の実現に必要な車両購入や施設整備に対し重点的に国が支援。
- 計画の実効性を担保するための特例制度（道路運送法の許認可等の特例等の関係法令の規制緩和、計画の維持を困難とするような行為の防止、事業が実施されない場合の勧告・命令等）

現状



まちづくりと一体となった公共交通の再編



※富山市、熊本市、豊岡市、三条市等の取組を参考として作成